

令和7年分 年末調整の変更点について

令和7年度の税制改正により、年末調整の仕組みに大きな変更がありました。

基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除制度の導入など、皆さまに関わる内容を整理しました。

主な変更点

★基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下の方は基礎控除額が58万円になりました（従来より+10万円）。

さらに、合計所得金額が655万円以下の方は最大37万円が加算されます。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))				基礎控除額		改正前
				改正後 ^(注1)		
				令和7・8年分	令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)				95万円 ^(注2)		48万円
132万円超	336万円以下	(200万3,999円超	475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	58万円	
336万円超	489万円以下	(475万1,999円超	665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超	655万円以下	(665万5,556円超	850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万円超	2,350万円以下	(850万円超	2,545万円以下)	58万円		

★給与所得控除の改正

最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました（給与収入190万円以下の方のみ控除額に変更あり）。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額×30%＋8万円

★扶養親族等の所得要件の緩和

- ・ 扶養親族等の所得要件が48万円以下から58万円以下へ引き上げられました。

→給与収入123万円以下であれば扶養対象に

- ・ 勤労学生は85万円以下（従来75万円以下）に緩和されました。

→給与収入150万円以下であれば扶養対象に

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 (注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 (注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

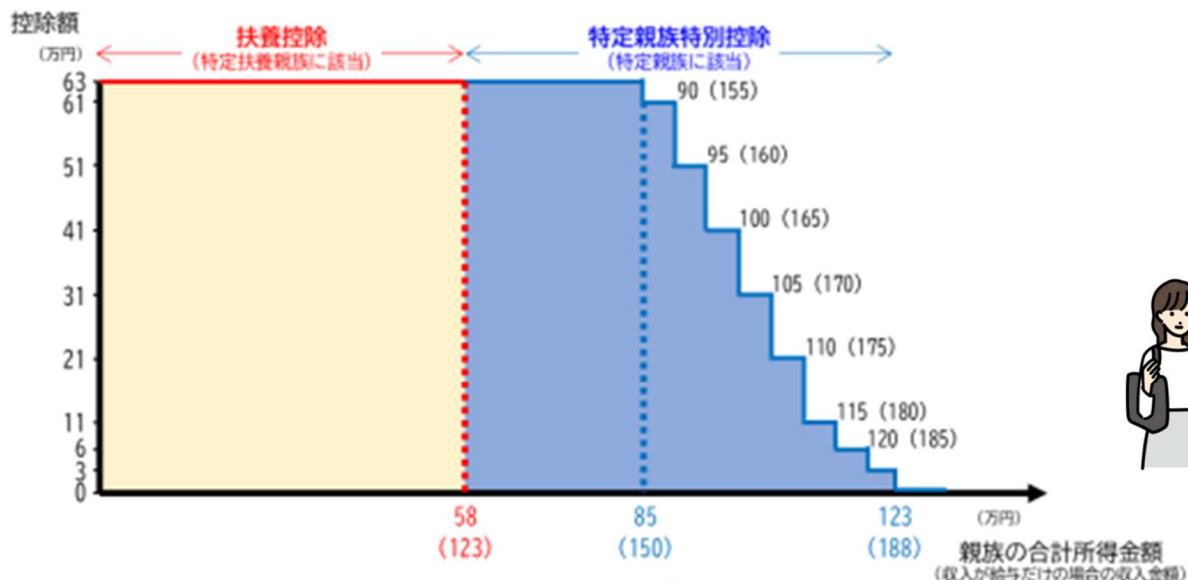
(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

★特定親族特別控除の新設

対象は **19 歳以上 23 歳未満** で合計所得金額が 58 万超 123 万円以下 (**給与収入 123 万円超 188 万円以下**) の親族。給与収入 188 万円までであれば、所得に応じて控除額は段階的に減少しますが、最大 63 万円から最低 3 万円までの控除を受けることができます。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



★申告書の様式が基配所から基配特所に！

「マル基配所」に新たに特定親族特別控除申告書（次ページ図4の欄）が加わり「マル基配特所」になっています。

1枚の用紙に複数の申告内容が組み込まれたため、記入漏れや判定ミスに注意が必要です。

